

自主事業開催における新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン（第1版）

2020年6月17日

明石市立市民会館

（共立・NTT ファシリティーズ共同事業体）

1. はじめに

本ガイドラインは、2020年5月14日に公益社団法人全国公立文化施設協会が発表した「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を踏まえ、明石市立市民会館をはじめとする管理館における自主事業開催における新型コロナウイルス感染症への感染防止対策をまとめたものである。

2. 感染防止のための基本的な考え方

明石市立市民会館は、主催及び共同開催事業を開催するにおいて、施設の特性、公演、内容の規模及び公演の開催に携わるスタッフ、施設内およびその周囲において、当該施設の管理・運営に従事する者への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、必要となる負担を勘案しつつ最大限の対策を講ずるものとする。その際、来場者及び公演関係者に高齢者が比較的多数を占めると予想される事業においては、感染した場合のリスクが高いことから、より慎重な対応を検討する。

特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「3密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられるため、こうした環境の発生を極力防止するなど、すべての主体が相互に感染回避に徹底して取り組むこととする。

3. 来場者に対する対応策

① 来場者への事前周知・広報（ウェブサイト、掲示物等）

ア) 感染予防のため、以下の事項を来場の際の注意事項として事前周知・広報する。

- ・ 咳エチケット、マスクの着用、こまめな手洗い・手指の消毒の徹底
- ・ 人と人との適切な距離（最低1m）の確保の徹底
- ・ 37.5度以上の発熱のある方には、来場を控えていただくこと
- ・ 発熱に加えて下記の症状のある方も同様に来場を控えていただくこと
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等
- ・ 高齢者や基礎疾患のある方で来場を見合わせたい方及び上述の症状があり来場を控えていただく方にはチケットの払い戻しを行うこと
- ・ 来場前に検温をしていただくこと
- ・ 客席内での会話は控えていただくこと
- ・ 公演中の来場者同士の接触は控えていただくこと

- ・ ブラボー等の声援については、当面の間、禁止すること
 - ・ 適切な感染予防措置の一環で座席の間隔を空けて配席しているが、感染対策上、座席の移動は禁止すること
 - ・ 着席時に、自席の前を通る他の観客があった場合、接触を避ける協力をお願いすること
 - ・ ひざ掛けの貸出は、当面の間取りやめること
 - ・ お客様対応スタッフはマスクを着用すること
 - ・ 十分な換気を施すため、客席内の室温が適温にならない場合があるため、寒暖に配慮した備えを各自ご用意いただくこと
 - ・ 手荷物は少なめにしてご来場いただくこと
 - ・ 出演者等へのプレゼント・差し入れ等は控えていただくこと
 - ・ 楽屋口での出演者等の入り待ち・出待ちは当面の間禁止すること
 - ・ 目や耳に障害を持つお客様への観劇サポート等については感染症対策を十分に検討すること
- イ) 以下の方には入場をお断りする（チケットは払い戻し可）ことを事前周知・広報する。
- ・ 検温の結果、37.5 度以上の発熱が明らかになった方
 - ・ 過去 2 週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をされた方
 - ・ 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等による体調不良の方
 - ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触がある方
 - ・ 過去 2 週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある方
- ウ) 保健所等の機関へ個人情報を提供する可能性があることにご理解いただくことを事前周知・広報する。
- ・ 来場者から感染者が発生した場合には、来場者の氏名及び緊急連絡先の保険所等の公的機関への提供や他の来場者への連絡が必要となるため、来場者全員に対し、来場者カードへ氏名、連絡先、座席番号等の記入をお願いすること
 - ・ 来場者自身も自ら来場日時、公演名、座席を記録、またはチケットを保管していただくこと
- エ) 感染予防対策として当初予定が変更となる場合があることを事前周知・広報する。
- ・ 密集回避策として開場時刻を予定より早める場合や休憩時間を予定より長くする場合があること
 - ・ その他、感染予防対策として当初の予定が変更となる場合。その内容について告知

② お客様対応スタッフへの感染予防策の事前周知と実施

ア) 基本的な感染予防策の実施

- ・ 咳エチケット、マスク着用（場合によっては手袋も着用）、こまめな手洗い・手指の消毒と徹底
- ・ 人と人との適切な距離（最低 1 m）の確保の徹底

イ) 検温とその記録

- ・ 各自日々検温を行い記録し、各業務請負会社が記録を確認して保管する。
- ・ 37.5 度以上の発熱がある者は出勤させない。
- ・ 発熱に加えて下記の症状のある者は出勤させない
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等

ウ) 当日検温を忘れた者がいた場合、控室等で体温計により検温を行い、37.5 度以上の発熱がある場合、すみやかに帰宅させる。

エ) 各業務請負会社にて担当者の氏名および緊急連絡先を把握し、名簿を作成させる。また、担当者から感染者が発生した場合などに、氏名、緊急連絡先及び検温記録等の情報について、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを、事前に担当者に対して周知する。

③ 公演当日の来場者への対応

ア) 来場者の氏名及び連絡先等を把握する。

- ・ 来場者から感染者が発生した場合には、来場者の氏名及び緊急連絡先の保健所等の公的機関への提供や他の来場者への連絡が必要となるため、来場者全員に対し、入場時に来場者カードへの記入をお願いする。

イ) 取得した名簿等の保管には、個人情報保護の観点から十分な対策を講じる。

ウ) 混雑緩和への対応

（入場時）

- ・ 開場時刻を可能な限り従来より早める。

（休憩時）

- ・ トイレの混雑緩和のため休憩時間を可能な限り従来より長くする。
- ・ 各ホールのトイレだけでなく、状況に応じて他のトイレ場所にも誘導する
- ・ 密閉された空間が長時間にならないよう、可能な限り換気を行う。

エ) 退場時の対応

- ・ 密集状況が生じないように、客席ゾーン別に時間差での退場を行うなどの工夫を行うこととし、あらかじめ掲示、アナウンス等により周知する。
- ・ 終演時に適切なアナウンス及び誘導を行う。
- ・ 楽屋口等での出待ちは、当面の間、禁止することとし。予め周知する。

4. 公演関係者及び関連する従事者に対する対応策

① 公演関係者・従事者への感染予防策の事前周知と実施

ア) 基本的な感染予防策の実施

- ・ 咳エチケット、マスク着用、こまめな手洗い・手指の消毒の徹底
- ・ 人と人との適切な距離の確保の徹底

イ) 検温とその記録

- ・ 各自日々検温を行い記録する。
- ・ 37.5 度以上の発熱がある場合には自宅待機とする。
- ・ 発熱に加えて下記の症状に該当する場合も同様とする。
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等
- ・ 当日検温を忘れた者がいた場合、検温を行い、37.5 度以上の発熱がある場合、すみやかに帰宅させる。

ウ) 公演関係者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、公演関係者から感染者が発生した場合などに、氏名、緊急連絡先及び検温記録等の情報について、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを、事前に公演関係者に対して周知する。

エ) 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合

オ) 過去 2 週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある者は公演、稽古に参加できないこと

5. その他公演を開催するにあたっての対応策

① チケットの販売方法、公演内容の検討

公演の企画にあたって「3密」を回避するなど、感染を防止する方策を導入する。

- ア) 座席指定販売を行う（前後左右を空ける、舞台から客席まで十分な距離を取る）
- イ) 自由席の場合は、事前に上限枚数を設定する

- ウ) チケット購入者の連絡先が分かる販売方法を用いる
- エ) 客席をアクティンクエリアにしない、来場者と接触、声援を喚起する演出は行わない等。

② バックヤード（楽屋通路等）への対策

- ・ 公演の運営に必要な最小限度の人数とする。
- ・ 原則マスク着用を求めるとともに出演者間で十分な間隔をとるようにする。
- ・ 公演前後の手指消毒を徹底する。
- ・ 使い捨ての紙皿やコップを使用する。
- ・ 仕込み・撤去等においても舞台管理責任者らと連携し十分な感染防止措置を講ずる。

③ 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- ア) 感染が疑われる者が発生した場合、速やかに別室へ隔離を行う。
- イ) 対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底する。
- ウ) 速やかに、医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受ける。

(公演後の対策)

- ア) 公演ごとに、可能な範囲で来場者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成・保存するよう努める。
- イ) 感染が疑われる者が出た場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。
- ウ) 個人情報保護の観点から、名簿の管理には十分な対策を講じる。